

# 持続可能な形での 行政サービスの提供

【第47回 国と地方のシステムWG 御説明資料】

令和8年4月22日(水)  
総務省自治行政局行政課

## 1. 人材不足等の課題

- 生産年齢人口はピーク時から約1,100万人減少し、既に自治体では**専門人材**(技術職員、デジタル人材等)等の不足が喫緊の課題
- **団塊ジュニア世代**(毎年約200万人出生)の退職によって、今後は一般行政職員を含め**人材不足が深刻化**

○ 市町村が本来注力すべき事務に注力し、各地域が**個性豊かで活力に満ちた分権型社会**を実現するため、これまでとは異なる**新たな視点**で、**個別の事務の課題を踏まえた対応や制度の見直し**の議論を進めることが必要

## 2. 事務処理に関する課題と対応

- 対応方策は、事務を**減らす、まとめる**(水平連携・垂直補完)、**担い手を広げる**(民間活用・住民参加)、**生産性を高める**こと
- 各行政分野(10分野)の**個別の事務**まで踏み込んで課題を分析し、分野横断的な**検討の視点**を抽出
- 今後、この検討の視点を参考に、その他の行政分野も含め、**事務処理上の課題分析**を行い、**対応方策を検討**することが必要

<検討の視点>

- ①事務量
- ②事務内容
  - ・事務の性質(企画立案～定型業務)
  - ・国・都道府県・市町村間の事務内容の共通性
- ③事務処理に必要なリソース
  - ・事務処理に求められる人材の専門性
  - ・事務処理の難しさ、経験・知見の必要性
- ④その他事務処理のあり方
  - ・対面や実地での事務実施の必要性
  - ・事務処理に当たり踏まえるべき地域の事情・特性
  - ・行政分野を超えた連携や地域の多様な主体との連携の必要性

※**デジタル技術の活用**は、事務のあり方の前提を変え得る。

<研究会で課題分析のために取り上げた行政分野(10分野)>

(福祉) 介護保険、国民健康保険、老人福祉施設、保育  
(教育) 小中学校教育 (インフラ) 道路、上下水道 (農業) 鳥獣被害対策  
(環境) 地球温暖化対策 (消費者) 消費生活相談

(分析例) 介護サービス事業者の運営指導

- ・中小規模の市町村では事務量が小さくノウハウの蓄積が困難。
  - ・事業者との連絡調整はデジタル化による負担軽減が可能。
  - ・実地検査は数年に一回であり、**日常的な実地性は高くない**。
  - ・事務処理に当たり**広域的な視点が求められるものではない**。
  - ・事業者指導については、市町村のほか**都道府県も同種の事務**を行っている。**民間にも事務受託法人が存在する**。
- ⇒ 地域事情に応じ、大都市や都道府県が代わりに行うことや、**民間法人に委託**することが効果的だと考えられる。

## 3. 今後の進め方

- **各都道府県が**、地域の状況を踏まえ、**市町村の検討を支援**(国としても具体的な対応方策について**一定の選択肢**を提示)  
⇒ 地方の検討状況を踏まえ、制度上対応すべきものについては、**国・都道府県・市町村の役割分担の変更等の制度見直し**

# 都道府県における主な取組の例

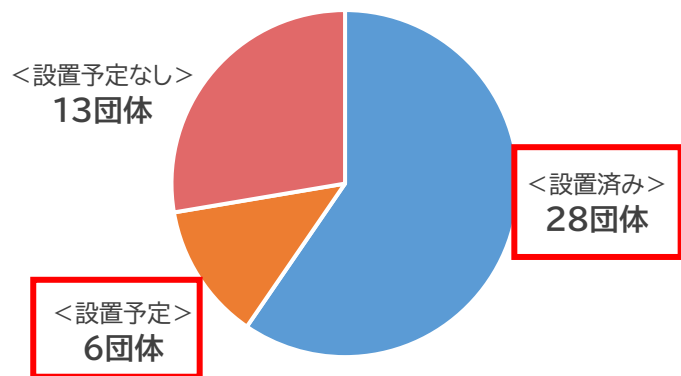
令和7年11月18日  
 国と地方のシステムWG資料  
 ※令和7年10月末時点の状況

都道府県	枠組みの立上げ状況	今後の予定	対象分野
北海道	<ul style="list-style-type: none"> <li>R7.2に上川総合振興局と管内市町村で構成される「<u>上川管内地域連携・共創推進会議</u>」(首長級)を立上げ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>分野別の部会を開催し、<u>広域連携に関する実証事業等の展開</u>を目指す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>DX</li> <li>人材確保等</li> <li>公共施設管理</li> </ul>
秋田県	<ul style="list-style-type: none"> <li>R7.3に県と5市町で構成される「<u>地方税業務のあり方研究会</u>」(課長級)を立上げ</li> <li>R7年度末までに県内3カ所で「<u>県と市町村との意見交換会</u>」(首長級)を実施予定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「<u>地方税業務のあり方研究会</u>」については、<u>12月までに報告書のとりまとめ</u>を目指す</li> <li>「<u>県と市町村との意見交換会</u>」での議論を踏まえ、将来的に他分野への展開を予定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方税</li> <li>その他の分野にも展開予定</li> </ul>
福井県	<ul style="list-style-type: none"> <li>R7.10に県と県内全17市町で構成される「<u>市町の業務改善に関する検討会</u>」(課長補佐級)を立上げ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年度末までに<u>中間とりまとめ</u>を目指す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>検討中(土木、福祉、計画策定事務などを想定)</li> </ul>
長野県	<ul style="list-style-type: none"> <li>県と市町村(市長会・町村会の代表者)で構成される既存の「<u>県と市町村との協議の場</u>」(首長級)を活用し、取組を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>11月に優先的に対応すべき事務を決定し、<u>R8年度に具体的な連携方策について準備</u>、R9年度から連携の取組を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>検討中(専門職員確保、インフラなどを想定)</li> </ul>
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> <li>府内2地域(南河内・泉州南)で府と市町村で構成される<u>3つの検討体制</u>(首長級)を立上げ(うち2つはR7年度に新設)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年度末に、<u>進捗状況のとりまとめ及び次年度の取組の方向性の決定</u>を目指す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設、地域活性化、将来のあり方等</li> </ul>
愛媛県	<ul style="list-style-type: none"> <li>県と県内全20市町で構成される既存の「<u>愛媛県・市町連携推進本部</u>」(首長級)を活用し、取組を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年度内に2回開催し、<u>R8年度プランを策定</u>予定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>R8年度プランの内容は検討中(R7年度プランでは、市町道整備事業の県受託施行等の取組)</li> </ul>
鹿児島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>R7.11に県と離島市町村等による「<u>持続可能な行政サービスのあり方に関する意見交換会</u>」(課長級)を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年度末までに、<u>持続可能な行政サービスのあり方に関する意見交換会</u>(課長級)において<u>対応策のとりまとめ</u>を目指す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>検討中(離島市町村等を中心に課題を抽出)</li> </ul>
沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> <li>R7.8に県・4市・4町村で構成される「<u>持続可能な行政サービスのあり方に関する検討会</u>」(課長級)を新たに立上げ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年度末までに<u>対応策のとりまとめ</u>を目指す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>検討中(土木、国保、DXを検討会で提示)</li> </ul>

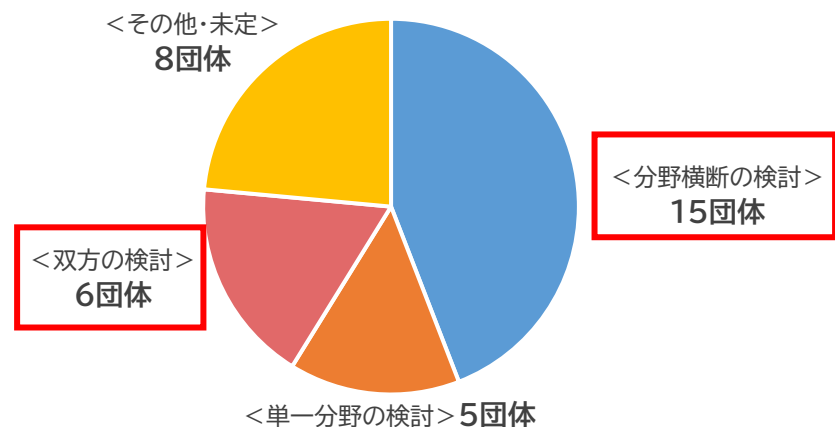
# 事務処理の持続可能性確保に向けた都道府県の取組状況(枠組みの設置)

- ① 検討を行う枠組みを設置している団体は**28**団体、今後設置予定の団体は**6**団体(令和7年10月1日時点)。
- ② 分野横断的な枠組みを設置している団体は**21**団体、単一分野の枠組みを設置している団体は**11**団体。(分野横断・単一双方の枠組みを設置する団体は6団体)
- ③ 重点的に検討を行う対応方策については、「**広域連携**」及び「**総合的な検討**」が多い傾向にあった。

## ① 枠組みの設置状況

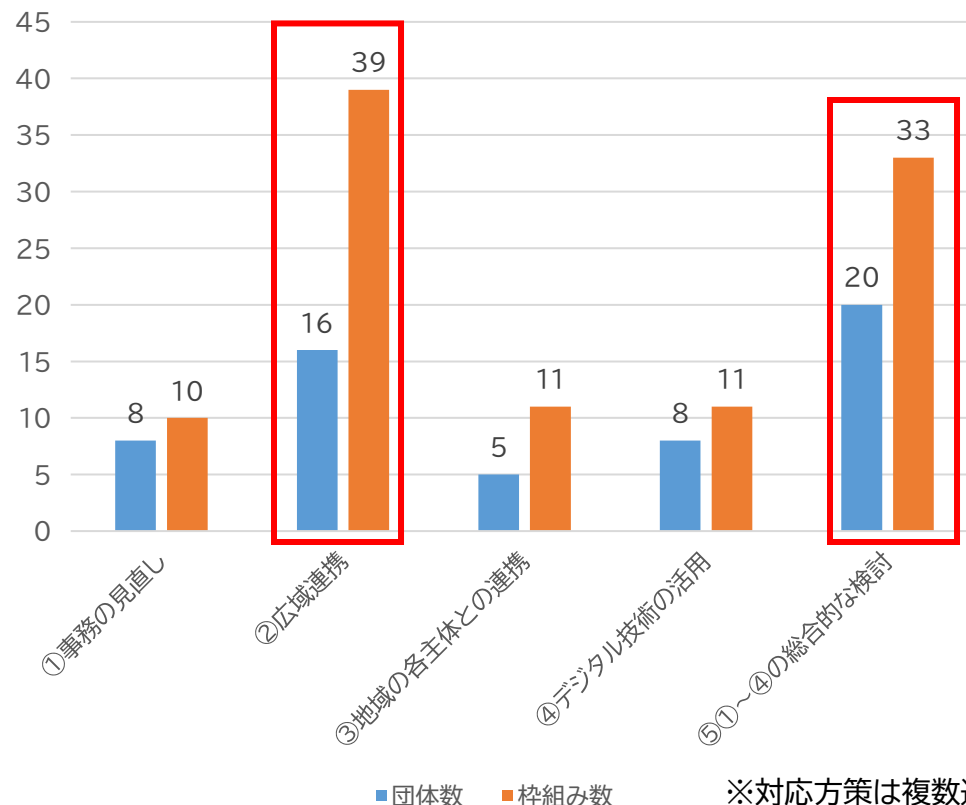


## ② 枠組みにおける検討の状況



## ③ (団体/件)

### 重点的に検討を行っている・行う予定の対応方策



■ 団体数 ■ 枠組み数 ※対応方策は複数選択可



## 1. 検討の枠組み

### 「人口減少時代における持続可能な行政サービスの提供のあり方に関する有識者会議」

- 令和5年度に有識者会議を6回実施。
- これまでも県は市町村と研究会を開催して、市町村の補完支援や行政改革を積極的に実施してきたが、人口減少の更なる進展を踏まえ、市町村の事務も含めて、一体的に議論。
- 令和6年3月に秋田県知事に対し、提言書を手交。

#### 【提言内容】

#### 1. 持続可能な行政運営に向けた方策

- ①適正規模の行政運営
- ②市町村との一体的な連携
- ③人材の確保
- ④公共施設等の適正配置・機能更新等

#### 2. 行政サービスを充実させるための方策

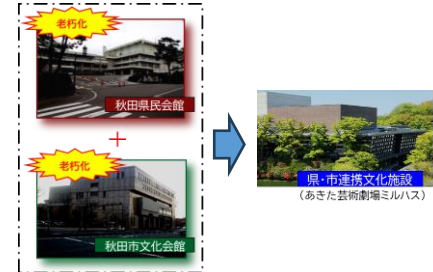
- ①公民連携の推進
- ②デジタル技術の活用

#### 3. 今後の取組の進め方

- ①県民の理解の醸成
- ②地域における議論の場の設定
- ③機動的かつ柔軟な見直し等の推進

#### 【市町村に対する補完支援の実施例】

- ・秋田県・秋田市の文化施設複合集約化 事業年度:(H29~R3年度)



- ・県による市町村道のパトロールと交換除雪
- ・下水道の広域化・共同化

等

## 2. 提言を踏まえた取組内容

### 地方税

#### ○ 県・市町村の地方税業務の一体化から検討

- ・ 県と市町村の徴税コストのトータルの削減及び県と市町村の税務事務の更なる能力向上のため、地方税の課税事務等を県と市町村で一体的に行うことを議論(県税務課長+5市町の税務課長等)。令和7年12月に「地方税業務のあり方研究会報告書」を取りまとめ。

例) 複数市町村の固定資産税用の航空写真を県が共同撮影、県・市町村職員の相互併任による家屋評価の共同化等

### 他分野への展開の検討

- 令和7年10月 知事、有識者による県民フォーラムを開催
- 令和7年度末までに、県内3カ所で市町村との意見交換会を実施(首長級)。

例) 地域振興局(県内8局)の業務について、個々の業務の特性に応じた整理を行い、市町村との協働・連携を含めた今後の業務のあり方を検討。

例) あきた公共施設等総合管理計画の下、国・市町村等との共同設置や複合化等を検討。





# 事務処理の持続可能性の確保に向けた取組の例(沖縄県)

第34次地方制度調査会  
第1回専門小委員会資料1  
令和8年2月18日

## 1. 検討の枠組み

### 「持続可能な行政サービスのあり方に関する検討会」 (令和7年8月～)

- 県内市町村の行政サービスの持続可能性について、分野ごとに課題を整理し、対応方策を幅広く議論。
- 県市町村課と8市町村の課長級で構成、県庁内関係部局等もオブザーバーで参加。

## (参考)離島における職員不足の状況

- 渡名喜村(人口291人※の離島自治体)は、条例定数27人に対し、令和6年4月1日時点の職員数が21人であり、令和6年度末にさらなる退職者が見込まれるなど、事務の執行体制の確保に大きな懸念が生じた。

⇒ 令和7年度から県職員(課長補佐級)を1名派遣。  
民間企業からも3名派遣。

※令和7年1月1日時点住民基本台帳人口

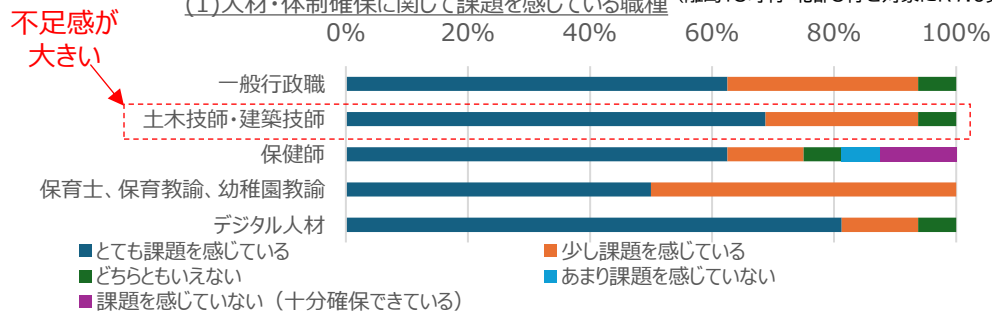


## 2. 取組内容

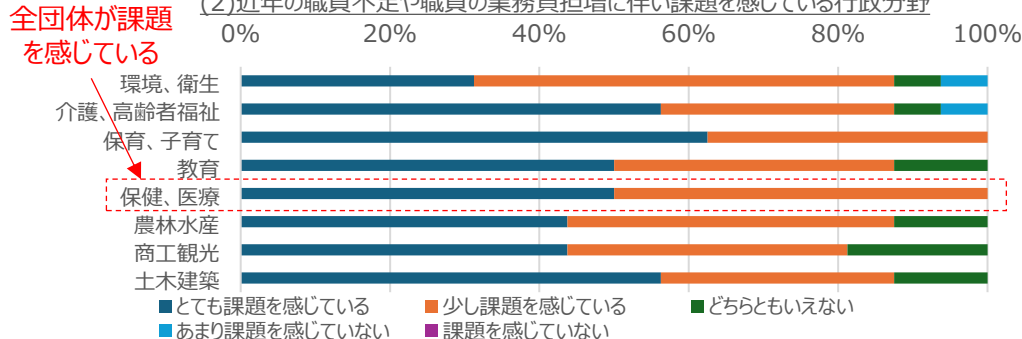
- 具体的な事務分野・テーマを設定し、各分野毎に事務の簡素化、広域連携、外部委託、デジタル活用等の対応策を検討。
- 令和7年度は離島町村等でも課題感の強い「国保分野」「土木分野」をテーマに設定。

### 離島町村等における持続可能な住民サービスの提供に係るアンケート調査

(1)人材・体制確保に関して課題を感じている職種 (離島13町村・北部3村を対象にR7.6実施)



(2)近年の職員不足や職員の業務負担増に伴い課題を感じている行政分野



(出典)沖縄県「第2回持続可能な行政サービスのあり方に関する検討会」資料を一部加工

## 国保

### 【課題】

・保険料の納付勧奨や徴収事務は、これまで共同処理の検討が進められてこなかった。毎月発生する保険給付費等支払事務が負担。離島町村等を中心に保健師も不足し、データに基づく保健事業、特定健診・保健指導の実施に支障あり。

⇒ 小規模団体での共同処理(保険料の納付勧奨等)の実証を検討。

⇒ 保険給付費等支払事務について、都道府県から国保連への直接支払い等、各市町村の事務の効率化を支援することを検討。

⇒ 県国保連合会への委託範囲拡大を検討(保険給付や保健事業)。

## 土木

【課題】 町村を中心に技術職員が不足・未配置(一方、県技術職員も不足)、道路損傷箇所が発見・対応のためのリソース不足・システム未導入。

⇒ 橋梁点検業務の地域一括発注方式の活用促進、県と共通の道路通報システムを市町村が利用することによる連携等を検討。

# 地方制度調査会について

## 1. 概要

- 地方制度調査会は、地方制度調査会設置法により、昭和27年12月、総理府（現：内閣府）に設置。内閣総理大臣の諮問に応じて地方制度に関する重要事項を調査審議する。
- 委員は、内閣総理大臣が任命することとされており、30人以内で構成。任期は2年で国会議員、地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長等及び学識経験者により構成。

## 2. 第34次（今回）の諮問事項

- 令和8年1月19日に第1回総会が開催され、総理より諮問。

【諮問事項】 人口減少により深刻化する人材の不足や偏在、デジタル技術の進展等の課題に対応し、将来にわたり、地域の特性に応じて、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していくため、国・都道府県・市町村間の役割分担、大都市地域における行政体制その他の必要な地方制度の在り方について、調査審議を求める。

- 委員（R8.1.19現在 30名）

### 【学識経験者18名】

◎ 荒見玲子 名古屋大学教授  
市川晃 住友林業株式会社代表取締役会長  
伊藤正次 東京都立大学教授  
岩崎尚子 早稲田大学電子政府・自治体研究所教授  
大橋真由美 上智大学教授  
大屋雄裕 慶應義塾大学教授  
○ 谷口尚子 慶應義塾大学教授  
辻山琢也 一橋大学教授  
土山希美枝 法政大学教授  
林知更 東京大学教授  
原田大樹 京都大学教授  
牧原出 東京大学教授  
松永桂子 大阪公立大学教授  
御手洗瑞子 株式会社気仙沼ニッティング代表取締役  
村木美貴 千葉大学教授  
安田充 自治体国際化協会理事長  
★ 山本隆司 東京大学教授  
横田響子 株式会社コラボラボ代表取締役

### 【国会議員6名】

島尻安伊子 衆議院議員  
橘慶一郎 衆議院議員  
奥野総一郎 衆議院議員  
井上英孝 衆議院議員  
江島潔 参議院議員  
岸真紀子 参議院議員

### 【地方六団体6名】

阿部守一 長野県知事（全国知事会会長）  
藏内勇夫 福岡県議会議長（全国都道府県議会議長会会長）  
松井一實 広島市長（全国市長会会長）  
丸子善弘 山形市議会議長（全国市議会議長会会長）  
棚野孝夫 北海道白糠町長（全国町村会会長）  
中本正廣 広島県安芸太田町議会議長（全国町村議会議長会会長）

（◎：会長、○：副会長、★：専門小委員会委員長）

## 地方分権改革の下での 役割分担の基本的なあり方

### 役割分担の原則

#### <市町村中心の完結的な業務執行>

- 「基礎自治体(=市町村)優先の原則」をこれまで以上に実現。基礎自治体に対しては積極的に事務や権限を移譲。

(第27次地審調答申(平成15年11月))

#### <国・都道府県の補完的な役割>

- 国は本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねることが基本。

(地方自治法第1条の2第2項)

- 都道府県は、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないものについて、補完的に処理。

(地方自治法第2条第5項)

### デジタル技術の活用

#### <情報システムの個別調達>

- 各団体が自らシステムを調達することを基本に、全国共通のインフラ(住基ネット、LGWAN等)が整備。

## 社会経済情勢の変化に対応して 進められてきた取組

#### <簡素で効率的な行政の要請等を背景とした実施主体の最適配分>

- NPMの台頭等を背景に、それまで一体的なものとして捉えてきた事務・権限を、一連の業務プロセスに着目して分割し、その一部を外部化する手法が定着。

・指定管理者制度の普及・定着 ・郵便局への委託可能事務の拡大  
・地方独立行政法人の対象業務の拡大 等

- 全国的な対応等の要請を背景に、国による標準的な事務処理のあり方や基準の設定が拡大。

・個人情報保護制度の見直し ・自治体情報システムの標準化 等

- 安定的な財政運営等の観点から、事務の実施主体を市町村から都道府県単位に広域化。

・後期高齢者医療広域連合の設置  
・国民健康保険の財政運営主体の都道府県化 等

- 住民との近接性が求められず、統一的な事務処理が可能なものについて、地方共同法人等により全国単位で広域化。

・地方公共団体情報システム機構(J-LIS) ・地方税共同機構 等

- 国や地方共同法人等が提供する共通基盤・共通機能を地方公共団体が共同で利用。

・マイナポータル ・eL-QR ・証明書等のコンビニ交付 等

## これまでの取組から表出している 役割分担の見直し手法の傾向

#### <行政主体を通じたプロセスの最適化>

- 地方公共団体の業務を企画立案から管理執行までの一連のプロセスとして捉え、全体として効率化やサービス向上が図られるよう、各プロセスにおける実施主体を調整する取組が広く見られるようになっている。

## 地方分権改革の下での 役割分担の基本的なあり方

### 主体間の連携

<法令上の事務・権限をベースとした共同処理制度>

- 地方自治法上の共同処理制度は選択肢の拡大が行われてきたが、既存の制度を中心に活用状況は概ね横ばい。

## 社会経済情勢の変化に対応して 進められてきた取組

<行政ニーズに応じた連携のあり方の多様化>

- 制度化された仕組み以外に、複数の地方公共団体が一体となって行政サービスを提供する協働的な手法が拡大。
  - ・県・市町村の橋梁の点検における県の包括発注
  - ・県と市町村の連携による公立病院再編 等
- 複数団体や複数分野のインフラを「群」として捉え、維持管理を効率的・効果的に行う取組が推進。
  - ・地域インフラ群再生戦略マネジメント(群マネ)
- 激甚災害の頻発化や技術職員の減少等を背景に、災害等の一定の場合における国等による代行制度が拡充。
  - ・港湾法の一部改正 等

## これまでの取組から表出している 役割分担の見直し手法の傾向

<簡素で弾力的な連携手法>

- 典型的な共同処理制度以外の簡素で弾力的な連携の手法を指向する動きが見られている。

### 政策遂行プロセス

<地方の意見の反映>

- 地方自治に影響を及ぼす国の施策の立案過程に地方の意見を反映するための仕組みを整備。
  - ・地方六団体への事前情報提供制度
  - ・地方分権の提案募集方式の導入 等

<政策の立案・実施プロセスへの地方の参加>

- 国と地方で構成される協議会において、共通化するシステムの選定や進捗状況の管理を行う推進体制を構築。
  - ・国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針
- 住基ネット利用事務について、分権提案を契機とする地方公共団体との協議を通じて、分野横断的に見直し。
  - ・第15次分権一括法による住民基本台帳法の一部改正

<国・地方が協働した政策立案・実施>

- 政策の立案から実施の各段階で、国と地方が方針や進捗などを調整する仕組みへの期待が高まっている。

## <検討の方向性(案)>

- 将来にわたって、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していくための国・都道府県・市町村の役割分担のあり方については、これまでに進められてきた取組から、
  - ・ 地方公共団体の業務の各プロセスにおいて実施主体を調整する「行政主体を通じたプロセスの最適化」の定着
  - ・ 典型的な共同処理制度以外の「簡素で弾力的な連携手法」の指向
  - ・ 企画政策の立案から実施の各段階で、国と地方が方針や進度などを調整する「国・地方が協働した政策立案・実施」の仕組みへの期待の高まりといった傾向が表出していると言えるが、これらをどう評価するか。
- これらの傾向をより加速させる必要がある場合には、国・都道府県・市町村の役割分担のあり方に関する新たな考え方として定式化する必要があるのではないか。
- 役割分担の新たな考え方を各行政分野に広げていく必要がある場合には、これを各府省にフィードバックし、現場のニーズに合致した形で必要な個別法の見直しを行うなどの動きにつなげていくことが求められるのではないか。

# 參考資料

# 業務執行の一部を外部化する取組の例①

第34次地方制度調査会  
第1回専門小委員会資料1  
令和8年2月18日

- 地方公共団体において経営資源が制約される一方、行政需要が増加する中で、質の高い公共サービスを引き続き効率的・効果的に提供するために、**民間委託や地方独立行政法人制度の活用等**が進められてきた。
- その中で、**民間法人や郵便局に委託可能な事務の拡大**や、**地方独立行政法人の対象業務への公権力の行使にわたる事務を含む申請等関係事務等の追加等**、外部化できる業務の範囲が広がられてきた。

## 民間委託

### 指定法人への委託制度の整備

(平成28年 障害者総合支援法改正)

- 都道府県及び市町村の事務のうち、公権力の行使に当たらない事務について、適切に実施できると都道府県知事が指定する民間法人(指定事務受託法人)に対し、**業務委託が可能**とされた。

指導監査事務	
①立入検査等の対象者の選定	引き続き都道府県又は市町村で実施
②立入検査	
③報告・物件提示の命令	都道府県知事が指定する法人に委託可能
④質問や文書提出の依頼	

### 郵便局への委託可能事務の拡大

(令和3年・5年郵便局事務取扱法改正)

- 住民の利便性向上・地方公共団体の組織運営の合理化等の観点から、平成13年の郵便局事務取扱法制定により、市町村は、住民票の写し等の証明書交付の請求受付等、**公権力の行使に当たらない範囲の窓口業務を郵便局に委託可能**に。
- 分権提案等を受け、令和3年にマイナンバーカードの電子証明書発行、転出届等の申請受付等、令和5年にマイナンバーカードの交付申請受付等を**委託可能事務**に追加。

## 地方独立行政法人制度

- 国における独立行政法人制度の整備等を踏まえて平成15年に地方独立行政法人制度を創設。地方公共団体自身が直接実施する必要はないものの、**民間の主体に委ねては確実な実施を確保できない事務・事業の効率的・効果的な実施**を目的としている。
- 制度創設時は以下の図の①～⑤が対象業務であり、②について、平成19年に公立高等専門学校、平成28年に大学等の技術に関する研究の成果の活用を促進する事業を実施する者に対する出資業務を追加。
- また、⑥について、平成30年には、一部に審査や交付決定等の公権力の行使にわたる事務が含まれ、一連の事務の一括した民間委託等、効果的な委託が困難であった**申請等関係業務**(転入届、住民票の写しの交付請求の受理等のうち定型なもの)**を対象業務に追加**。

### 対象業務

- |                   |        |
|-------------------|--------|
| ① 試験研究            | (11法人) |
| ② 公立大学【H19, 28拡大】 | (85法人) |
| ③ 公営企業型           | (68法人) |
| ④ 社会福祉事業          | (1法人)  |
| ⑤ 博物館、動物園         | (2法人)  |
| ⑥ 申請等関係事務【H30追加】  | (2法人)  |

※カッコ内は令和7年4月1日現在の法人数(計169法人)

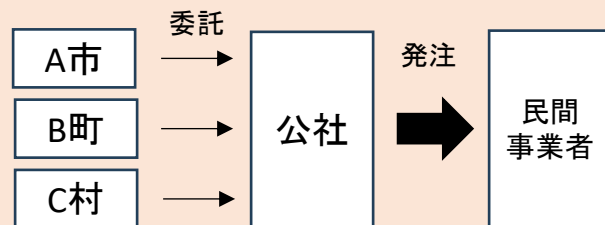
- 制度上の対応以外にも、**地方公共団体が独自に設立した組織が主体**となって、複数の地方公共団体にまたがる事務の**共同発注の受け皿**となることや、デジタルツールの**共同調達・共同開発**など、**専門人材やノウハウをより効率的に活用**する取組が行われている。

## 市町村の枠を越えた業務の発注 ～下水道分野の取組～

### 長野県下水道公社の取組

- 県のみならず市町村等への技術支援及び広域的な維持管理の実施を目的として、平成3年2月に設立。
- 県内市町村等の下水道終末処理場(64市町村・組合の101場)のうち、**31市町村・組合の57場(令和6年度時点)の維持管理業務(処理施設の運転管理や修繕、薬品の購入等)などを受託し、一部は民間事業者へ一括発注。**
- 職員数の削減やスケールメリット等により**維持管理経費の削減**を実現。

※一括発注のイメージ



## 東京におけるDX推進プラットフォーム

### GovTech東京の取組

- 都庁や市区町村をはじめ、**大学、企業など多様な主体と連携し、東京全体のDXを効果的に進めるプラットフォーム**として、令和5年に**一般財団法人として設立**。  
共同調達や技術的サポート、人材シェアリング等を通じ、DXを推進。



### 【共同調達・共同開発】

- **デジタルツール等の共同調達で東京都と区市町村の調達コストと事務負担を軽減し、区市町村間で共同利用可能なサービスを創出・提供。**  
(令和7年9月時点で52区市町村が参加、約23億円のコストメリット)

### 【保活ワンストップサービス】

- 東京都とGovTech東京が「保活情報連携基盤」を構築し、保活がオンラインで完結するワンストップサービス\*を開始。  
(令和7年9月時点で19区市町村、1,070保育施設が参加)  
\*令和8年度中に国のシステムへ移行予定。

- 後期高齢者医療制度では、財政運営の安定化や責任主体の明確化等の観点から、法改正により、**都道府県ごとに全市町村が加入する広域連合の設置が義務付け**られた。
- 市町村が資格管理や保険料の決定等の多様な業務を担う国民健康保険制度では、**国民健康保険団体連合会が都道府県単位で設立**され、診療報酬の審査支払業務等を担っている（**国保分野以外の業務も委託**を受け実施）。
- また、安定的な財政運営等の観点から、法改正により財政運営の責任主体が**都道府県**に変更された。

## 広域連合設置義務化（後期高齢者医療） - H18 老人保健法（現在の「高齢者の医療の確保に関する法律」）改正 -

- 高齢化の進行に伴い、高齢者の医療費増大が見込まれる中、**安定した財政運営**を行うことが必要な状況。
- 従来の老人保健制度は、独立した保険制度ではなく、被用者保険等の保険者に対して費用を拠出する仕組みとなっていたことから、**老人保健制度の運営主体である市町村と実質的な費用負担者が乖離**しており、制度運営の責任主体が市町村単位になっていることについての見直しの必要性等が指摘されていた。

○ 後期高齢者についての独立した医療制度を創設して負担区分を明確にし、**都道府県の区域ごとに全ての市町村が加入する広域連合が必置化**された。

※ 平成19年3月30日までに、全都道府県において後期高齢者医療広域連合が設立。

⇒ 後期高齢者医療広域連合において保険料の徴収や、医療給付を実施

## 国民健康保険団体連合会

- 国民健康保険の**保険者（都道府県、市町村及び国民健康保険組合）が共同して**、国民健康保険事業の目的を達成するために必要な事業を行うことを目的として**都道府県単位で設立**。

### 国民健康保険分野の主な業務

- ・ 診療報酬の審査支払業務
- ・ 公費負担医療の審査等
- ・ 保険者事務の共同事業
- ・ 保健事業関係業務 等

- さらに連合会に対して、**国民健康保険分野以外の事務**も委託できるよう、順次、法改正が行われた。

### 国民健康保険分野以外の業務（例）

#### 【後期高齢者医療】

- ・ 保険者事務共同電算処理
- ・ 第三者行為損害賠償求償事務
- ・ 後発医薬品利用差額通知コールセンター
- ・ 国保・後期高齢者ヘルスサポート事業
- ・ 保険料の年金からの特別徴収経由機関業務

#### 【介護保険】

- ・ 介護保険者事務共同電算処理
- ・ 第三者行為損害賠償求償事務
- ・ 介護サービス相談・苦情処理事業
- ・ 介護給付適正化対策事業
- ・ 保険料の年金からの特別徴収経由機関業務

#### 【障害者総合支援】

- ・ 障害者総合支援市町村事務共同処理

## 主体の都道府県化（国保）

- H27 国民健康保険法改正 -

- 市町村国保は、財政運営が不安定になる**小規模保険者が多数存在**し、一人当たり医療費・所得等において、それぞれの**格差が大きく**、**安定的な財政運営や効率的な事業の実施等**が必要な状況。

- **都道府県が財政運営の責任主体**となり、市町村が納付する「国保事業納付金」の額を決定、保険給付に必要な費用を全額、市町村に支払うこととされた。

- また、都道府県内の統一的な運営方針である「国保運営方針」を示し、**市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進**することとされた。

### 都道府県と市町村の役割分担

都道府県の主な役割	市町村の主な役割
・ 財政運営の責任主体	・ 国保事業費納付金を都道府県に納付 <small>（※上の図中、黄い矢印参照）</small>
・ 国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	・ 資格を管理（被保険者証等の発行）
・ 市町村ごとの標準保険料率を算定・公表	・ 標準保険料率等を参考に保険料率を決定 ・ 保険料の賦課・徴収
・ 保険給付費等交付金の市町村への支払い <small>（※上の図中、黄い矢印参照）</small>	・ 保険給付の決定、支給

（出典）厚生労働省ホームページ

# 法律において広域化の推進の役割を都道府県が担うこととした例

第34次地方制度調査会  
第1回専門小委員会資料1  
令和8年2月18日

- 消防や水道事業など、従来市町村単位で行われてきた事務について、人材不足等により市町村単位での事務執行が困難になりつつあることを背景に、広域化によって効率的な事務処理を図るため、**都道府県が広域化の推進を担うことを明確化**した例がある。

## 都道府県の役割の明確化（消防）

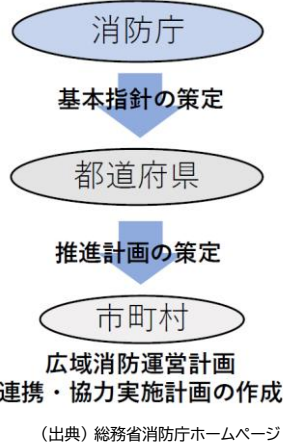
- H18 消防組織法改正 -

### <制度改正の背景・理由>

- 災害の多様化、大規模化等の環境変化の中で、**特に小規模な消防本部においては、出動体制や消防車両・専門要員の確保等の限界が指摘**され、消防の広域化が推進されてきたが、管轄人口10万人未満の小規模消防本部が約6割を占めるなど、広域化が十分に進んでいないことが指摘されていた。
- 広域化が十分に進まなかった要因としては、広域化における都道府県の役割が法律上不明確であるとの指摘があった。

### <手法>

- 市町村の消防の広域化を推進するための**都道府県の役割が明確化され、推進計画の策定、必要な調整・援助の実施等を行うこととされた。**



### <制度改正後の状況>

- 広域化により消防本部の総数は、**811本部から720本部に減少**した(令和6年4月時点)。

## 都道府県の役割の明確化（上水道）

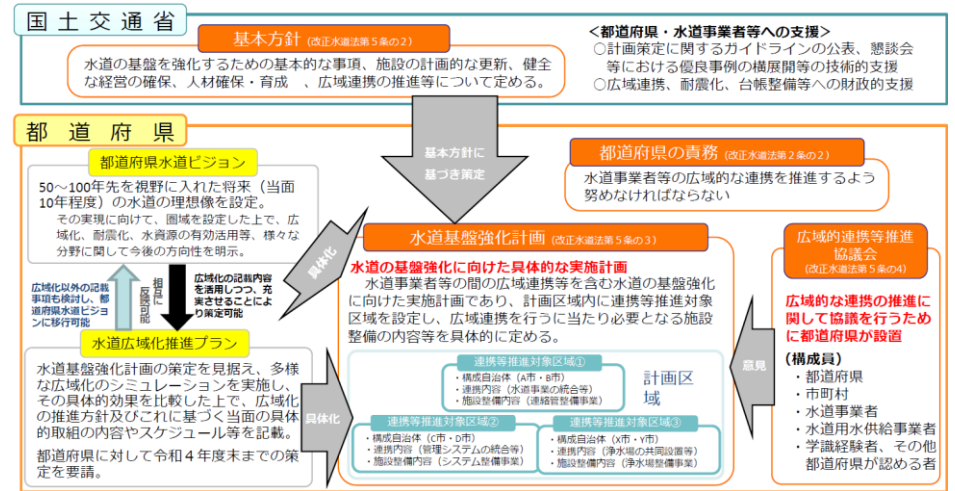
- H30 水道法改正 -

### <制度改正の背景・理由>

- 水道事業は主に市町村単位で経営されており、**多くの事業が小規模(給水人口5万人未満の小規模事業者が7割弱)で経営基盤が脆弱**であり、職員数が大きく減少、水道施設の老朽化が進行し、耐震性も不足しているなどの課題が指摘されていた。

### <手法>

- **都道府県を広域連携の推進役とすることが明確化され、水道基盤強化計画の策定、協議会の設置等を行うこととされた。**



### <制度改正後の状況>

- 水道基盤強化計画が策定済みの団体は、**3府県**(令和7年12月時点)。

# 全国単位で事務を処理することとしている例

第34次地方制度調査会  
第1回専門小委員会資料1  
令和8年2月18日

- 業務システムの管理など、住民との近接性が求められず、かつ、全国で統一的な事務処理が可能なものについて、**地方公共団体が共同して運営する地方共同法人等を設立**して事務を処理している例がある。
- 日本下水道事業団では**全国単位で技術者をプール**することにより、高度な技術力等が求められるものの、ノウハウの蓄積の機会が少ない工事等を**地方公共団体から委託を受けて実施**している。

## 地方税共同機構(LTA)

### 法人形態

地方税法に基づき地方公共団体が共同して運営する地方共同法人

### 沿革

全国地方税務協議会、地方税電子化協議会、OSS都道府県税協議会の三協議会の権利義務を承継し、平成31年に設立

### 業務内容

地方税の納税義務者等の利便性向上、**地方自治体や金融機関の事務負担の軽減や事務の正確性の向上**に向け、地方税のオンライン手続のためのシステム(eLTAX)※や自動車税等関係手続システムを管理運営するとともに、研修や広報等を通じ**地方税に関する地方公共団体の事務を支援**。

令和8年9月からは、地方税に加えて**地方税以外の公金**について、**eL-QR(地方税統一QRコード)**を利用した収納を開始。

※ eLTAXでは、多様な納付手段(インターネットバンキング・クレジットカード・eL-QRを活用したスマートフォン決済アプリ等)による電子納税や、地方税法令に基づく電子申告・申請等が可能。

## 地方公共団体情報システム機構(J-LIS)

### 法人形態

地方公共団体情報システム機構法に基づき国と地方公共団体が共同して運営する法人※

※ 令和3年の法改正により地方共同法人から国と地方公共団体が共同で運営する法人に転換

### 沿革

地方自治情報センターを母体に、自治体衛星通信機構の一部事務を承継して平成26年に設立

### 業務内容

マイナンバーカードの発行、公的個人認証サービス・住民基本台帳ネットワークシステム・総合行政ネットワークシステム(LGWAN)の運営など、**全地方公共団体に共通する情報システムに関する事務を実施**。

このほか、証明書のコンビニ交付サービスやマイナンバーカードアプリケーション搭載システムなど、**地方公共団体が共通で利用できるサービスの提供**や、情報セキュリティ対策支援を実施。

## 日本下水道事業団(JS)

### 法人形態

日本下水道事業団法に基づき地方公共団体が共同して運営する地方共同法人

### 沿革

下水道事業センターを前身として昭和50年に発足

### 業務内容

下水道技術者をプールし、終末処理場等の高度の技術・機械力を要する工事を、**地方公共団体から委託を受けて実施**。

平成27年の法改正により、市町村議会の議決に基づき、**日本下水道事業団が特定下水道工事について補助金交付申請を含めた工事一式を代行**できる仕組みが創設された。

#### 特定下水道工事(終末処理場・特定の管渠等の建設工事)

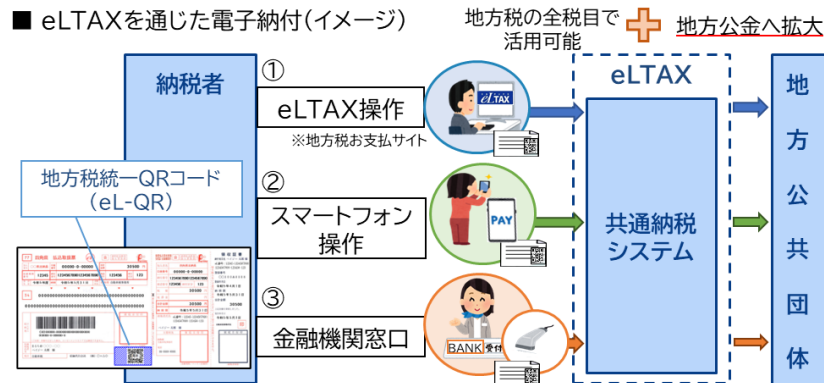
1 実施方針決定	6 積算・発注
2 補助金交付申請・執行管理	7 監督管理、指示、工事変更
3 地方公共団体負担分の起債	8 地元住民との調整
4 測量のための私有地立入等	9 工事発注・施工管理
5 道路占有許可申請等の各種管理者協議等	10 完成検査

※ 赤字表記の事務を、日本下水道事業団が代行可能に。

- **国や地方共同法人等が提供する情報システム**を地方公共団体等が**全国的な規模で共同利用**し、業務の効率化や行政サービスの高度化を図る取組が各行政分野において見られるようになってきている。

## eL-QRを用いた税・公金収納

- **地方税共同機構**において、地方税のオンライン手続のためのシステム(eLTAX)(※)を開発・運用。  
 ※ eLTAXでは、多様な納付手段(地方税統一QRコード(eL-QR)を活用したスマートフォン決済アプリ等)による電子納税や、地方税法令に基づく電子申告・申請等が可能。平成22年度に全地方団体が接続。
- **eL-QRを活用したキャッシュレス納付が、地方税については令和5年4月から開始。地方税以外で自治体ごとに指定する種類の公金**についても令和8年9月から開始予定。
- 支払手段の選択肢が広がることによる**住民の利便性向上**のほか、eL-QRの読み取りにより納付情報が自動でデータ化されることから、**自治体や金融機関での納付書の仕分け・管理業務負担軽減**を実現。



## 証明書等のコンビニ交付

- **マイナンバーカード**を利用して、証明書等をコンビニエンスストア等に設置された**キオスク端末から取得**できるサービス(小規模団体等が証明書発行サーバを独自構築せずクラウド上で共同利用可能なサービスを含む。)を**地方公共団体情報システム機構**が提供。

(取得可能な証明書等)

住民票の写し、印鑑登録証明書、住民票記載事項証明書、各種税証明書、戸籍証明書、戸籍の附表の写し、罹災証明書

<導入状況(令和8年1月時点)>

- ・導入団体：1,375団体(全団体の79.0%)
- ・対象人口：1億1,929万人(全人口の95.9%)
- ・コンビニ交付を利用した住民票の写し※交付件数(括弧内は窓口も含めた全交付数に対する割合)

年	R元	R2	R3	R4	R5	R6
万件 (%)	222 (3.4)	346 (5.6)	627 (10.3)	943 (15.6)	1456 (26.2)	1479 (27.3)

※住民票記載事項証明書含む

- 自治体の窓口受付時間外でも利用できるため、**住民の利便性が向上**するほか、**人手を介さず証明書等の発行が可能**なため、**自治体の窓口業務負担軽減**や**証明書交付事務コストの低減**といったメリットがある。



## 介護情報基盤の整備(厚生労働省)

- 情報を集約し、介護サービス利用者、地方公共団体、事業者、医療機関による閲覧を可能とするもので、全国医療情報プラットフォームを構成するもの。令和8年4月の運用開始を目指して調整が行われている。



(備考) 社会保障審議会介護保険部会(第113回)令和6年7月8日 「資料1介護情報基盤について」から抜粋・加工

## 下水道共通プラットフォームの整備(日本下水道協会)

- 日本下水道協会※が、下水道事業を実施している地方公共団体等が作成した下水道管路施設の施設諸元や維持管理情報などの下水道に関するデータを保管するとともに、その情報の表示・検索等のサービスを地方公共団体に提供するもの。令和5年4月から運用開始。

※ 下水道事業を実施、計画中の地方公共団体や、国又は地方公共団体の出資を受け下水道に関する業務を行う法人(公団、公社等)を正会員とする公益社団法人

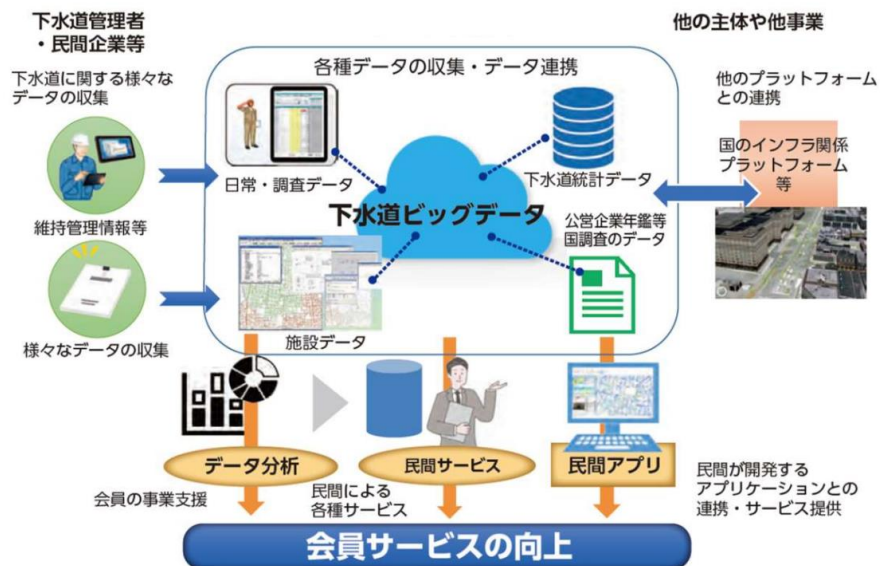


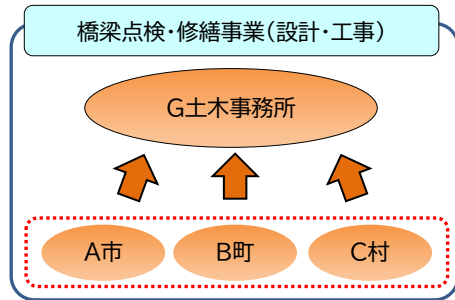
図 各種データの収集・データ連携のイメージ

(備考) 日本下水道協会HPから抜粋・加工

○ **地方自治法の事務の共同処理の仕組み以外にも**、小規模市町村が多い都道府県を中心に、県と市町村がそれぞれ有する総資源を活用し、都道府県と市町村が一体となって行政サービスを提供する取組（「協働的な手法」）が、**様々な分野や手法で進められている。**

## 「協働的な手法」の例

- ①「**県による包括発注**」  
橋梁点検の発注代行  
(奈良県「奈良モデル」)



- ②「**県・市町村事業の一体化**」  
県と市町村の合同庁舎化 (愛媛県)  
愛南町庁舎



- ③「**県と市町村の役割分担の再編**」  
過疎地域の公立病院再編  
(奈良県「奈良モデル」)



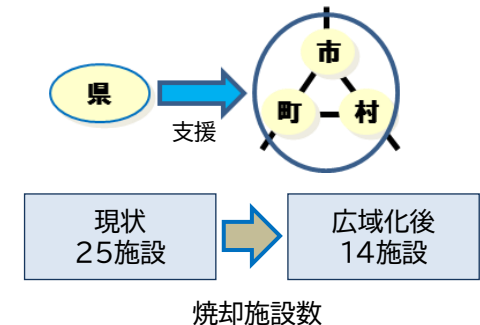
- ④「**現場に入る県職員**」  
県職員が役場に常駐  
(高知県「地域支援企画員制度」)



- ⑤「**知事と市町村長の定期的な議論の場の開催**」  
「奈良県・市町村長サミット」(年5～6回開催)  
(奈良県「奈良モデル」)



- ⑥「**市町村間の協議の支援**」  
ごみ処理の広域化  
(奈良県「奈良モデル」)





○ 「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」(※)に基づく取組では、「**システムは共通化、政策は地方公共団体の創意工夫という最適化された行政**」を目指す姿と位置付け、国と地方3団体の代表者で構成される協議会において、共通化するシステムの対象候補を選定するなど、**国と地方公共団体が連携・協力した形での推進体制**が整備されている。

※令和6年6月21日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の一部として策定

## 1. 基本的な考え方

### 問題意識

急激な人口減少による担い手不足に対応するため、デジタル技術の活用による公共サービスの供給の効率化と利便性の向上が必要

### 目指す姿

- ① システムは共通化、政策は地方公共団体の創意工夫という最適化された行政
- ② 即時的なデータ取得により社会・経済の変化等に柔軟に対応。有事の際に状況把握等の支援を迅速に行うことができる強靭な行政
- ③ 規模の経済やコストの可視化及び調達共同化を通じた負担の軽減により、国・地方を通じ、トータルコストが最小化された行政

【タテの改革】  
各府省庁による  
所管分野の国・  
地方を通じた  
BPRとデジタル  
原則の徹底

【ヨコの改革】  
DPIの整備・  
利活用と  
共通SaaS利用の  
推進

## 2. 取組の方向性

### 共通化すべき業務・システムの基準

- ① 国民・住民のニーズ（利用者起点）に即しているか
- ② 効果の見込みがあるか
- ③ 実現可能性があるか

共通化は、国と地方の協力の枠組みの下で進め、原則として地方に義務付けを行うものでなく、地方の主体的な判断により行われるもの。

(a)喫緊の課題である20業務の標準化に引き続き注力し、(b)基準に合致するものは共通化を進め、(c)基準に合致しないものであっても都道府県の共同調達による横展開の推進等に取り組む

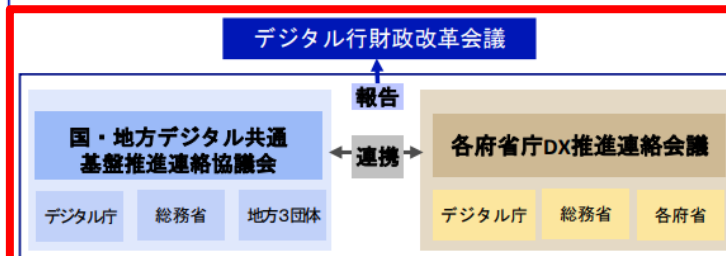
### 費用負担の基本的考え方

- i) 共通SaaS
  - ・ 国が共通化に関する調査、初期段階における実証、標準的な仕様書の作成等に要する費用を負担
  - ・ 地方公共団体が利用料等を負担することが原則
- ii) デジタル公共インフラ（DPI）  
※認証基盤（マイナンバーカード等）、ベース・レジストリ等国が主導して開発・運用・保守を行うことが適当
- iii) 物理/仮想基盤（クラウド、ネットワーク）
  - ・ 原則として費用は整備主体が負担
  - ・ 利用者は、運用・保守費用等について応分の負担

### デジタル人材の確保

- i) 共通SaaS・DPIの整備・活用のための体制の強化  
デジタル庁を中心に、専門人材の確保や、各省と地方公共団体との調整を行う行政人材の配置を推進
- ii) 地方公共団体における人材確保
  - ・ 令和7年度中に、全ての都道府県で都道府県を中心に市町村と連携した地域DX推進体制を構築し、人材プール機能を確保
  - ・ 総務省において、都道府県間の連携も促進しながら、デジタル庁と連携し、支援を強化

## 3. 今後の推進体制



### 国・地方の連絡協議の枠組み

- ・ 「国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会」を開催
- ・ 共通化の対象候補の選定や、制度所管府省庁が策定する共通化を推進するための方針の案への同意等を実施

### 各府省庁DXの推進の枠組み

- ・ 今後5年間でDXの「集中取組期間」とし、国側の推進体制として「各府省庁DX推進連絡会議」を開催
- ・ 国民の利用者体験の向上に資するDXの取組を「国・地方重点DXプロジェクト」として指定し、国・地方デジタル共通基盤に係る各府省庁の取組を支援

(備考)国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針(概要)を一部加工